

「セントレックスの位置づけの明確化に係る上場制度整備に関する説明会」

平成24年3月29日



名古屋証券取引所



1. 趣旨

(1) 検討の経緯

「新興市場等の信頼性回復・活性化策に係る協議会」において取りまとめられ、昨年6月に公表された「新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表」に基づき、当取引所の新興市場であるセントレックスの位置づけ等について検討を実施

【金融庁アクションプラン】平成22年12月24日公表

成長性には乏しくなったものの引き続き上場し続ける企業に対しては、各取引所の本則市場等（JASDAQ「スタンダード」区分を含む。）の位置づけも勘案しつつ、新興市場の位置づけを明確化するための取組を行う。併せて、上場を維持することが不適切な企業については、一定の基準を設けて市場からの退出が図られるようにする。



【協議会における工程表】平成23年6月23日公表

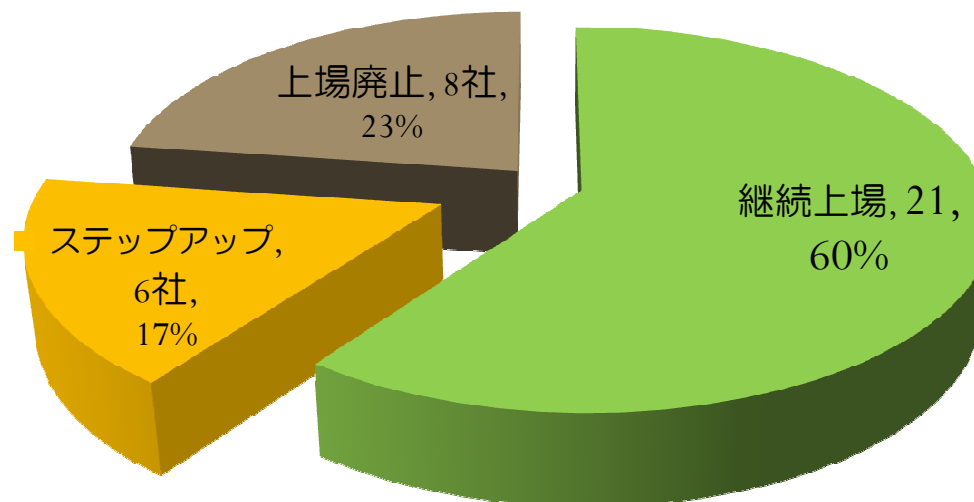
各取引所において、平成24年3月までを目途に、新興市場の位置づけについて検討を行い、その明確化を図るため、各取引所・市場の実情を踏まえ、必要な措置を講じる。

1. 趣旨

(2) セントレックス市場の状況

平成11年10月の開設より現在までに、累計35社の企業が新規上場をし、そのうち約2割の企業が着実に成長して本則市場に市場変更

セントレックス上場会社の状況



1. 趣旨

(3) 市場コンセプトの再確立

「近い将来の本則市場（市場第一部・市場第二部）への
ステップアップを視野に入れた企業向けの市場」

【位置づけの明確化のための措置】

セントレックスから本則市場（市場第一部・市場第二部）への市場変更を促進するための対応を行う一方、上場後にビジネスモデルが崩壊し業績の低迷が続く企業を退出させる新たな上場廃止基準を新設

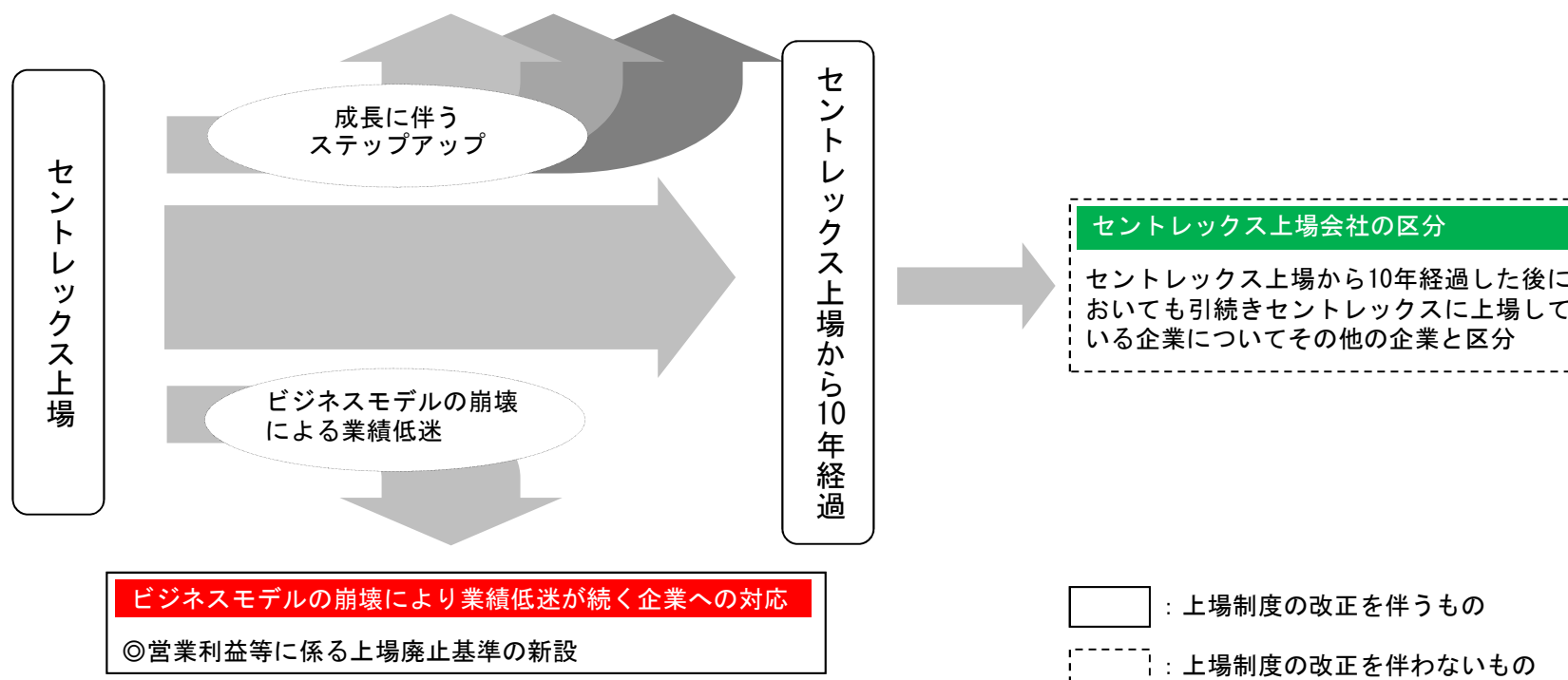
2. 概要

セントレックスの位置づけの明確化（イメージ）

市場コンセプト：「近い将来の本則市場（市場第一部・市場第二部）へのステップアップを視野に入れた企業向けの市場」

市場第一部・市場第二部へのステップアップ促進策

- ◎上場市場の変更申請に係る提出書類の簡素化
- ◎上場市場の変更審査料の減額
- ◎上場後間もない企業の審査内容の合理化
- ◎予備申請制度の新設



2. 概要

(1) 上場市場の変更手続きの見直し

① 提出書類の簡素化

上場市場の変更申請に係る提出書類の一部を省略

提出書類	備考
上場市場の変更申請書	
上場市場の変更申請決議取締役会議事録(写)	
上場市場の変更申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)	直前事業年度の有価証券報告書で代替可能
上場市場の変更審査のため適当と認める書類	実質審査基準項目のうち、「継続性・収益性」に係る審査に必要な書類(利益計画など)
反社会的勢力との関係がないことを示す確認書	
上場市場の変更申請に関する株式の分布状況表	
上場市場の変更申請に係る宣誓書	

2. 概要

(1) 上場市場の変更手続きの見直し（続き）

②変更審査料の減額

上場市場の変更審査料を、50万円に減額（現行は100万円）

③変更審査の見直し

セントレックスへの上場時から上場会社の事業内容、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更がない場合の市場変更審査については、その状況を勘案して、企業の継続性及び収益性並びに上場後の企業内容の開示実績等を中心に確認する手法へ変更

※新規上場後、概ね3年以内の審査が対象となることを想定

④予備申請の新設

直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日から市場変更の申請を受付け

※予備申請では、市場変更予備申請書及び市場変更申請に必要な書類に準じて作成した書類を提出（全ての書類が揃わなくても、提出できる書類（ドラフト可）から順次の提出で構いません。）

2. 概要

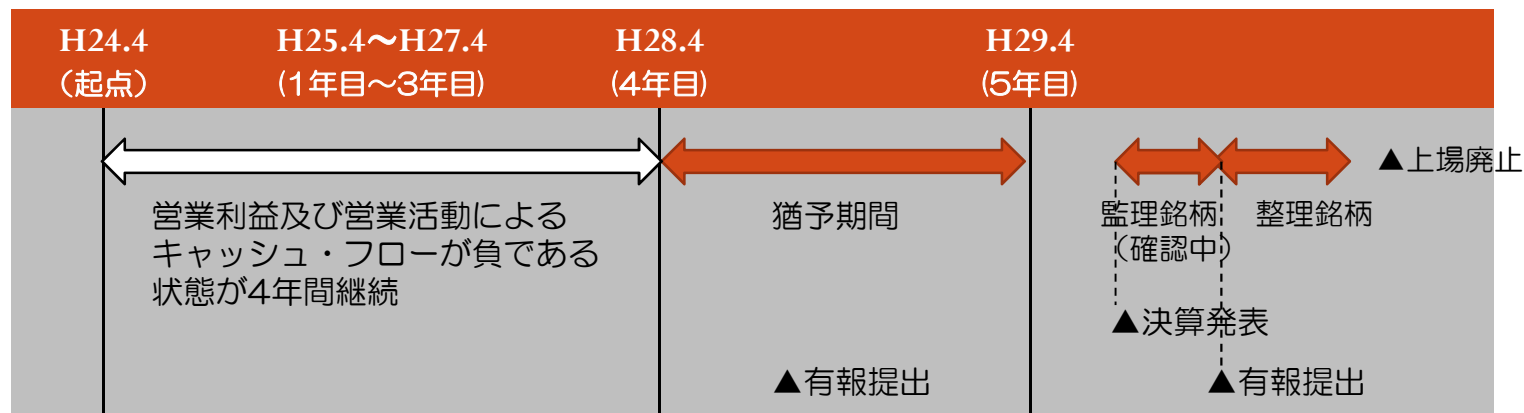
(2) セントレックスの上場廃止基準の項目の新設

4年間継続して営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローが負の場合において、1年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローが正とならないときは、上場を廃止

※施行日以後、新たにセントレックスに上場する企業については、成長可能性に着目した市場区分特性を踏まえ、新規上場後3年間適用を猶予

※経過措置として、施行日において現にセントレックスに上場している企業については、平成24年4月以後に開始する事業年度を1年目とする

(3月期決算会社の事例 (既上場会社))

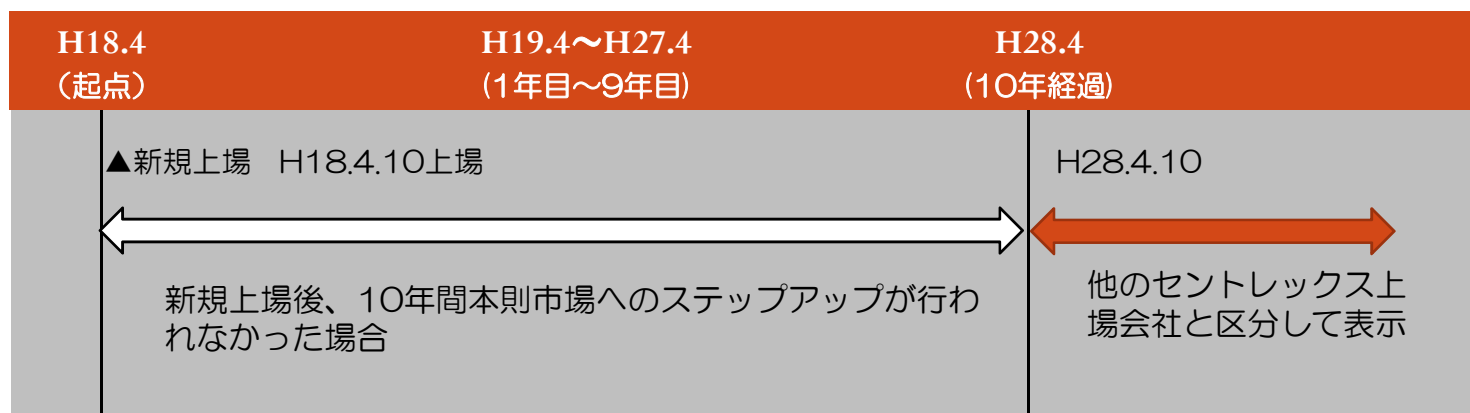


2. 概要

(3) セントレックス上場会社の区分

セントレックス上場から10年経過した後においても引き続きセントレックスに上場している企業についてその他の企業と区分

※当取引所ホームページなどにおいて区分することを想定



ご参考



➤上場市場の変更審査基準(形式基準)

項目		基準	市場第二部	市場第一部
株主数			300人以上	2,200人以上
流通株式	株式数		2,000単位以上	20,000単位以上
	比率		25%以上	35%以上
売買高			—	最近3か月間及びその前3か月間の月平均売買高 200単位以上
上場時価総額			10億円以上	40億円以上
事業継続年数			3年以上	—
純資産の額			連結 単体 3億円以上 正	連結 単体 10億円以上 正
利益の額(連結経常利益)			最近1年間 1億円以上	最近2年間 総額5億円以上
虚偽記載 又は不適正意見等			・最近2年間 ・最近2年間の監査意見 ・最近1年間の内部統制報告書 ・最近1年間の内部統制監査報告書	虚偽記載なし 適正(最近1年間は無限定適正) 「評価結果を表明できない」旨の記載なし 「意見の表明をしない」旨の記載なし
その他			・株式事務代行機関の設置 ・株式の譲渡制限(なし) ・指定振替機関における取扱い(対象)	—

ご参考



➤上場市場の変更審査基準(実質基準(要約))

株券上場審査基準	株券上場審査基準の取扱い
<u>企業の継続性及び収益性</u> 継続的に事業を営み、かつ、 安定的な収益基盤を有して いること。	・事業計画が、そのビジネスモデル、事業環境、リスク要因等を踏まえて、適切に策定されていること ・今後において安定的に利益を計上することができる合理的な見込みがあること ・経営活動が、安定かつ継続的に遂行することができる状況にあること
<u>企業経営の健全性</u> 事業を公正かつ忠実に遂行 していること。	・関連当事者その他の特定の者との間で、取引行為その他の経営活動を通じて不当に利益を供与又は享受していないこと ・役員の相互の親族関係、その構成、勤務実態又は他の会社等の役職員等との兼職の状況が、公正、忠実かつ十分な職務の執行又は有効な監査の実施を損なう状況でないこと ・親会社等を有している場合には、経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあること
<u>企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性</u> コーポレート・ガバナンス 及び内部管理体制が適切に 整備され、機能しているこ と。	・役員の適正な職務の執行を確保するための体制が、適切に整備、運用されている状況にあること ・経営活動を有効に行うため、その内部管理体制が適切に整備、運用されている状況にあること ・経営活動の安定かつ継続的な遂行及び適切な内部管理体制の維持のために必要な人員が確保されている状況にあること ・実態に即した会計処理基準を採用し、かつ、必要な会計組織が、適切に整備、運用されている状況にあること ・法令等を遵守するための有効な体制が、適切に整備、運用され、また、最近において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていない状況にあること

ご参考



➤上場市場の変更審査基準(実質基準(要約)(続き))

株券上場審査基準	株券上場審査基準の取扱い
<u>企業内容等の開示の適正性</u> 企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること。	・ 経営に重大な影響を与える事実等の会社情報を適正に管理し、投資者に対して適時、適切に開示することができる状況にあること及び内部者取引の未然防止に向けた体制が適切に整備、運用されていること ・ 企業内容の開示に係る書類が、法令等に準じて作成されており、かつ、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項や主要な事業活動の前提となる事項が適切に記載されていること ・ 関連当事者その他の特定の者との間の取引行為又は株式の所有割合の調整等により、企業グループの実態の開示を歪めていないこと ・ 親会社等を有している場合には、当該親会社等に関する事実等の会社情報を、投資者に対して適時、適切に開示できる状況にあること
<u>その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項</u>	・ 株主の権利内容及びその行使の状況が公益又は投資者保護の観点で適当と認められること ・ 経営活動や業績に重大な影響を与える係争又は紛争等を抱えていないこと ・ 反社会的勢力による経営活動への関与を防止するための社内体制を整備し、当該関与の防止に努めていること及びその実態が公益又は投資者保護の観点から適当と認められること ・ その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること